

○小児科医療の重点化病院における常勤医師数等について

重点化病院	二次医療圏	小児二次救急医療等				小児科 病床数	常勤医師数の推移								備考
		拠点 病院	支援 事業	救命 救急 告示	19年7月1日		20年3月1日		20年4月1日		21年4月1日				
					A		B	B-A	C	C-A	D	D-A			
1 函館中央病院	南 渡 島	○		○	8	7	▲1	8	0	9	1				
2 市立函館病院			○	○	5	5	0	5	0	6	1				
3 北海道社会事業協会小樽病院	後 志		○	○	4	4	0	5	1	5	1				
4 岩見沢市立総合病院	南 空 知		○	○	3	3	0	3	0	4	1				
5 砂川市立病院	中 空 知		○	○	3	3	0	3	0	3	0				
6 日鋼記念病院	西 胆 振		○	○	5	5	0	4	▲1	4	▲1				
7 市立室蘭総合病院			○	○	4	4	0	3	▲1	3	▲1				
8 苫小牧市立病院	東 胆 振	○		○	8	7	▲1	7	▲1	8	0				
9 王子総合病院			○	○	5	5	0	4	▲1	4	▲1				
10 深川市立病院	北 空 知		○	○	3	3	0	3	0	3	0				
11 J A北海道厚生連旭川厚生病院	上 川 中 部	○		○	12	13	1	13	1	12	0				
12 市立旭川病院				○	4	4	0	4	0	4	0				
13 北海道社会事業協会富良野病院	富 良 野			○	3	3	0	3	0	4	1				
14 名寄市立総合病院	上 川 北 部		○	○	7	7	0	7	0	7	0				
15 市立稚内病院	宗 谷		○	○	3	3	0	3	0	3	0				
16 北見赤十字病院	北 網	○		○	7	6	▲1	7	0	6	▲1				
17 J A北海道厚生連遠軽厚生病院	遠 紋			○	4	4	0	4	0	4	0				
18 J A北海道厚生連帯広厚生病院	十 勝		○	○	6	6	0	7	1	7	1				
19 北海道社会事業協会帯広病院			○	○	4	5	1	4	0	5	1				
20 総合病院釧路赤十字病院	釧 路	○		○	8	8	0	9	1	9	1				
21 市立釧路総合病院				○	5	5	0	5	0	5	0				
計21病院					111	110	▲1	111	0	115	4				

※小児二次救急医療等及び小児科病床数の状況は、平成21年4月1日現在のもの。

## 【参 考】

### ○二次医療圏別小児科医師数の推移

(単位:人)

	平成18年 (A)	平成20年 (B)	増 減 (B-A)	備 考
南 渡 島	44	44	0	
南 檜 山	2	1	▲ 1	
北 渡 島 檜 山	5	5	0	
札 幌	280	302	22	
後 志	23	23	0	
南 空 知	14	16	2	
中 空 知	11	6	▲ 5	
北 空 知	5	4	▲ 1	
西 胆 振	19	14	▲ 5	
東 胆 振	23	22	▲ 1	
日 高	3	3	0	
上 川 中 部	75	76	1	
上 川 北 部	7	7	0	
富 良 野	4	5	1	
留 萌	3	2	▲ 1	
宗 谷	5	5	0	
北 網	20	23	3	
遠 紋	7	7	0	
十 勝	28	25	▲ 3	
釧 路	21	20	▲ 1	
根 室	5	7	2	
北 海 道 全 体	604	617	13	

※医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)の平成18年12月31日及び平成20年12月31日現在の数字。

※複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科が小児科である医師の数。

# 小児科医療の重点化計画の概要

## 1 計画の基本的事項

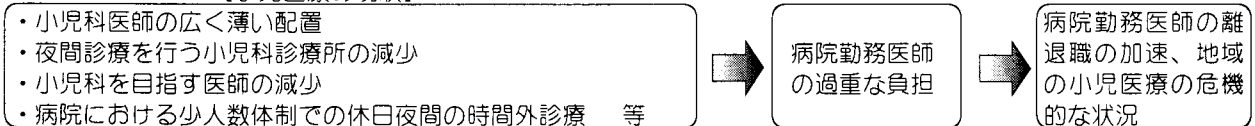
### (1) 計画策定の趣旨

- 近年、核家族化や共働き夫婦の増加、より専門的な医療を受けたいという意識の変化などを背景に、小児科の患者が小児の二次医療を担う病院に集中し、病院に勤務する小児科医師の体力的、精神的負担が増大。
- 小児科医師の勤務環境の改善を図るとともに、地域における医療機関相互の連携体制を構築し、持続可能な小児医療体制を確保するために策定するもの。

### (2) 計画策定の背景

本道においては、小児科医師の減少や都市部偏在などにより、地域における小児科医師の確保が困難となっている。その背景には次のような点が指摘されている。

【小児医療の現状】



### (3) 計画の基本的な考え方

地域において入院を必要とするレベルの小児医療が概ね完結するとともに、小児二次救急医療を確保できる圏域を設定し、その圏域の中で、地域に必要な特定分野の小児医療や、新生児医療を担う病院を重点化病院として選定し、安全・安心な小児医療を確保するもの。

### (4) 計画の位置づけ

- 地域において「小児医療の重点化」や「小児医療施策の充実」を図るための指針となるもの
- 「新しい医療計画」においては、「小児救急医療を含む小児医療」の医療機能を踏まえ、医療連携体制を明示する必要があることから、本計画の内容について「新しい医療計画」の中に反映

## 2 小児医療の現状

- 道内の医師総数は増加を続けているのに対し、小児科医師数は減少傾向

	H 4	H 1 6	増減
医 師 総 数	9, 7 1 6人	1 2, 2 0 1人	+2 5. 6%
小 児 科 医 師	1, 4 9 2人	1, 1 9 0人	△2 0. 2%

- 小児科医師の40%が病院に勤務
- 1病院当たりの小児科医師数は、2.5人と少ない配置状況

	小児科標榜施設数 (A)	小児人口 (B)	小児科医師数 (C)	1施設当たり小児科医師数 (C/A)	小児科医師1人当たり人口 (B/C)
病 院	1 9 0	7 1 9, 0 5 7	4 7 6	2. 5	6 0 4. 3
診 療 所	8 4 4		7 1 4	0. 8	
合 計	1, 0 3 4		1, 1 9 0	1. 2	

## 3 小児救急医療の現状

- 救急医療体制全般での対応  
比較的軽度な救急患者に対する初期救急医療から重症救急患者に対する二次救急医療、重篤救急患者の救命医療を行う三次救急医療までの体系的な救急医療体制を整備
- 小児救急医療体制の整備  
小児救急医療体制の整備に対する社会的要請が強まっていることから、通常の救急医療体制によるほか、小児救急医療支援事業や小児救急医療拠点病院運営事業により、小児二次救急医療体制を整備

区 分	小児救急医療支援事業	小児救急医療拠点病院運営事業
事 業 概 要	複数の病院が輪番制により、休日・夜間の小児の二次救急医療を確保	地域の基幹病院が24時間体制により小児の二次救急医療を広域的に確保
対 象 工 リ ア	第二次医療圏単位（原則）～道内8圏域	複数の第二次医療圏（原則）～道内5圏域
事 業 主 体	市町村長の要請を受けた病院	知事の要請を受けた病院

## 4 重点化病院の選定

- 小児科勤務医の勤務環境が極めて厳しい状況にあり、地域によっては、小児医療体制の確保が困難。このため、地域ごとに小児医療を重点的に提供する病院を選定し、医療機能の充実に図るとともに、安定的・継続的な医療提供体制を確保

### (1) 圏域の設定

小児二次救急医療体制として整備（小児救急医療拠点病院運営事業・小児救急医療支援事業）している13圏域を重点化の圏域として設定。なお、将来的には重点化病院は、第二次医療圏単位で選定されることが望ましいこと。

### (2) 重点化病院の選定基準

- 各圏域において小児医療の中心的役割を果たす病院を重点化病院として選定
- 地域の病院や診療所と連携しながら、地域に必要な特定分野の小児医療や、24時間体制で小児救急医療に対応するほか、重症者の救急搬送に主体的な役割
- 各圏域ごとに原則として、次の①～⑤までの機能をすべて有しているほか、圏域ごとの状況を勘案し選定
  - ①一定数以上の小児科の常勤医師を確保していること。
  - ②小児二次救急医療等を担っていること。
  - ③特定分野の小児医療を提供していること。
  - ④小児科の入院医療を提供していること。
  - ⑤新生児医療を提供していること。

### (3) 重点化病院に期待される役割と機能

重点化病院においては、次の役割と機能を担うよう努めるものとする。

- 重点化病院が担う役割
  - ・小児科外来及び入院、小児救急医療、地域に必要な特定分野の小児医療のほか、必要に応じて高度・専門分野の小児医療を担うこと。
  - ・周産期医療を担う重点化病院においては、必要に応じてNICU（新生児集中治療管理室）等を整備するとともに、地域において分娩を取り扱う医療機関との連携を図ること。
  - ・地域において一次医療を担う開業医や病院との連携体制を構築し、診療のネットワーク化を図るために中心的な役割を果たすこと。
- 重点化病院が持つ機能
 

(ア) 外来・入院機能、(イ) 小児救急医療機能、(ウ) 周産期医療機能、(エ) 高度・専門分野の小児医療との連携

### (4) 各圏域における現状と重点化病院

	小児科標準病院	小児科専門医師	小児人口	重点化病院
南 渡 島	13病院	48人	6万1千人	・函館中央病院 ・市立函館病院
南 檜 山	3病院	1人		
北渡島檜山	6病院	7人		
札 幌	41病院	269人	29万6千人	（病院、小児科医師数ともに充足しており、必要性が低いことから重点化病院は選定しない。）
後 志	8病院	29人	2万8千人	・北海道社会事業協会小樽病院
南 空 知	9病院	13人	2万3千人	・岩見沢市立総合病院
中 空 知	6病院	9人	1万5千人	・砂川市立病院
西 胆 振	8病院	19人	2万5千人	・日鋼記念病院 ・市立室蘭総合病院
東 胆 振	8病院	20人	4万1千人	・苫小牧市立病院
日 高	6病院	4人	7万人	・王子総合病院
北 空 知	3病院	5人		・深川市立病院
上 川 中 部	12病院	75人		・市立旭川病院
富 良 野	3病院	4人		・旭川厚生病院
留 萌	6病院	2人	9千人	・北海道社会事業協会富良野病院
上 川 北 部	5病院	7人		・名寄市立総合病院
宗 谷	6病院	5人	1万人	・市立稚内病院
北 網	6病院	19人	4万2千人	・北見赤十字病院
遠 紋	8病院	8人		・遠軽厚生病院
十 勝	14病院	27人	5万人	・帯広厚生病院 ・社会事業協会帯広病院
釧 路	9病院	21人	4万8千人	・釧路赤十字病院
根 室	3病院	6人		・市立釧路総合病院

## 5 小児医療の充実に向けた主な施策

### (1) 小児科医師の負担軽減

取組みの方向	主な取組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>本来重症患者の治療にあたるべき第二次医療機関に比較的軽症の患者が集中していることから、住民に対する啓発や、電話相談などによる時間外受診の緩和により、小児科医師の負担を軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民に対する啓発               <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が適切な受診を心がけるよう市町村や地元医師会等が啓発</li> </ul> </li> <li>○小児救急電話相談事業（＃8000）の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の急病などの際に、電話による医師や看護師からの適切な助言</li> </ul> </li> <li>○小児救急地域医師研修事業の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の内科医等を対象にした小児救急に関する研修</li> </ul> </li> <li>○救急情報システムの充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療情報、休日・夜間当番医等の情報の提供</li> </ul> </li> </ul>

### (2) 連携体制の構築

取組みの方向	主な取組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>小児科医師の過酷な勤務環境の改善を図るため、院内・外における幅広い連携体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○院内の応援体制の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・院内の内科医等が時間外小児患者の初期対応などの応援</li> </ul> </li> <li>○開業医との連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児科の夜間・休日診療体制等への開業医の協力・連携</li> </ul> </li> <li>○プライマリ・ケア（総合診療）医の活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い疾患に対し診療できるプライマリ・ケア医の育成</li> </ul> </li> </ul>

### (3) 搬送体制の充実

取組みの方向	主な取組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>小児救急医療体制の整備を図るため、患者の適切な医療機関への搬送体制の充実・強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救急搬送体制の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・高規格救急自動車の整備促進</li> <li>・ドクターヘリ事業の充実に向けた取組み など</li> </ul> </li> </ul>

### (4) 国への要望

取組みの方向	主な取組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>小児科医師の養成・確保については、次の事項について国へ要望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国への主な要望事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児科等の医師不足を解消するため、医育大学における入学定員の増</li> <li>・小児科医師確保のための臨床研修カリキュラムの整備</li> <li>・小児科医療に対する診療報酬の適切な評価</li> </ul> </li> </ul>

## 6 計画の推進

- 市町村、医育大学、医師会、小児科標榜医療機関をはじめとする関係機関・団体との十分な連携
- 各圏域における重点化病院等の診療体制や診療内容及び小児患者の受療動向等を把握、状況の変化に応じて、適切な対応